

コーポレートガバナンス・ポリシー

株式会社島津製作所

【目次】

序文 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

第Ⅰ章 基本原則

第Ⅱ章 ステークホルダーとの適切な協働

第Ⅲ章 株主の権利・平等性の確保

第Ⅳ章 適切な情報開示と透明性の確保

第Ⅴ章 株主との対話

第Ⅵ章 取締役会などの責務

序 文

《コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方》

当社は、経営上の基本理念として、1875年の創業以来の精神であり、当社が事業を継続していくうえでの基本姿勢である「科学技術で社会に貢献する」という社是、また永年の事業で培った技術、ノウハウを活用し、人類の幸せや地球環境の保全の実現に貢献することを目指して誓った『人と地球の健康』への願いを実現する」という経営理念を、取締役会で決議して定めています。

そして、この基本理念のもと、「人の健康」「安心・安全な社会」「産業の発展」の領域において、計測機器・医用機器・航空機器・産業機器の4つの事業をグローバルに展開します。

「人の健康」の領域では、X線や光技術を用いた医療用診断・治療支援システム、計測機器を用いた医薬品や食品の研究開発支援、ライフサイエンス研究の支援など様々なソリューションを提供します。また、「産業の発展」に貢献し「安心・安全な社会」を実現するために、当社が保有する精密機械技術を活用して、各種計測機器や医用機器に加えて、製造現場で使用される装置やキーコンポーネントおよび航空機で必要とされる精密な搭載システムなどを提供します。

各事業の成長を図ることはもとより、これまで培ってきた多様な技術やノウハウなどをもとに各事業の連携・融合を進め、当社ならではの新しいビジネスモデルを構築することにも注力します。特に、計測技術と医用技術の融合を図ることにより、ヘルスケア分野において当社の強みを生かした新事業の創出に取り組みます。

この基本理念を実現していくためには、長期的な視野のもとで企業経営を行っていかねばなりません。そのような企業経営は、顧客、株主、取引先、従業員、地域社会など当社をとりまく様々なステークホルダー（以下「ステークホルダー」といいます）の信頼があって初めて可能となります。

当社はステークホルダーの信頼を獲得し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、経営の透明性・公正性を確保し、経営の活力を高める迅速・果敢な意思決定と施策遂行を

行うための企業経営の根幹となる仕組みとしてコーポレートガバナンスを位置づけ、このシステムを整備・充実させていきます。

第 I 章 基本原則

(目的)

第 1 条 当社は当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、コーポレートガバナンス・コードの精神を企業経営の中で生かしていきたいと考えており、コーポレートガバナンスを具体的に実践していく上でのスタンスを示すものとしてこの「コーポレートガバナンス・ポリシー」を定めるものとします。

なお、本ポリシーの改正は、取締役会決議によるものとします。

(コーポレートガバナンスに関する基本方針)

第 2 条 当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針は次のとおりとします。

1) ステークホルダーとの適切な協働

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出が、ステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、ステークホルダーとの適切な協働に努め、信頼関係を構築します。

取締役会および取締役、ならびに業務執行役員（当社と委任関係にある役付執行役員および当社と雇用関係にある一般執行役員で構成されています。会長、社長、専務執行役員、常務執行役員は役付執行役員とします。）は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動を尊重する当社の企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮します。

2) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう、株主の権利行使の環境を整備します。

また、少数株主や外国人株主の権利・平等性に配慮し、株主の実質的な平等性を確保するよう努めます。

3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、ステークホルダーとの信頼関係を構築するうえで、付加価値の高い情報を適時・適切に開示することが必要不可欠であると認識しています。これを実践するため、法令に基づく情報開示だけでなく、中期経営計画、業績等の財務情報および環境・社会・ガバナンス（ESG）等の非財務情報についても、当社事業活動の理解を深めるために重要と判断し、当社にとってポジティブであるかネガティブであるかに関わらず、当社ウェブサイトなどを通じて日英両言語にて積極的に開示します。

取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることを踏まえ、開示される情報が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるように努めます。

4) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家との積極的かつ建設的な対話が必要不可欠と考え、IR 担当役員を中心とした IR 体制を整備し、株主総会の場以外においても、当社の経営戦略に対する理解を深めるための機会創出に努めます。

5) 取締役会などの責務

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、次の役割および責務を果たすことで、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ります。

- (1) 企業戦略等の当社が目指すべき方向性やビジョンを示すこと
- (2) 業務執行役員による機動的で活力と柔軟性のある事業展開を促すために必要なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3) 独立した客観的な立場から、業績や業務執行の評価を通して、業務執行役員・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

第Ⅱ章 ステークホルダーとの適切な協働

(社是、経営理念)

第 3 条 当社は、自らが担う社会的な責任を踏まえ、ステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値の向上を図るべきと考えており、こうした活動の基礎となる経営上の基本理念として、「科学技術で社会に貢献する」という社是と、「『人と地球の健康』への願いを実現する」という経営理念を、取締役会で決議して定めています。

(企業行動指針)

第 4 条 当社は、主なステークホルダーである「顧客」「株主」「取引先」「従業員」「地域社会」との円滑な双方向のコミュニケーションを通じた協働を行いつつ、健全な事業活動を推進するため、社員の行動指針である「企業倫理規定」において、1)お客様本位、2)公正・透明な行動、3)ステークホルダーとの対話、4)社会への貢献と地球環境の保全、5)社員の創造性と個性の尊重という 5 つの行動原則を定めています。取締役会は、この規定が広く事業活動の中で浸透し、実践されていることを確認し、また規定の内容を定期的にレビューします。

(社会・環境問題をはじめとするサステナビリティに関する取組み)

第 5 条 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）をめぐる課題が、経営上重要なリスクの一つであり、企業価値向上の重要な課題であると認識し、島津グループの CSR 方針を定めて、事業活動を通じた環境問題の解決や、地球環境の保全活動、科学技術に関わる教育・啓発・普及の活動などを進めます。取締役会は、これらに関する課題に積極的に取り組みます。

(ダイバーシティ)

第 6 条 当社は、当社のグローバルな事業ネットワークのなかで育まれている異なる歴史・文化・風土や経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観は、会社の持続的な成長を確保する上で強みであると認識しています。こうしたダイバーシティを尊重し、ワーク・ライフ・バランスを考慮した人材活用と職場作りを行っており、女性の活躍促進や国籍等に依らない採用など、多様性を活かした取組みを当社グループ全体で推進します。

第三章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利と平等性の確保)

第7条 当社は、株主の権利が実質的かつ平等に確保されるよう、株主の権利行使の環境整備を行います。また、少数株主や外国人株主にも認められている特別な権利を含め、株主の権利行使を事実上妨げることがないように配慮します。信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において自ら議決権の行使等を行うことを予め希望する場合、信託銀行等と協議し、対応を決定します。

(株主総会)

第8条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利行使に配慮した日程設定や環境の整備を行います。

当社は、株主の判断に必要な情報を的確に提供し、総会議案の十分な検討期間を確保することができるように、招集通知の早期発送に努めるとともに、発送日より前に東京証券取引所や当社ホームページを通じて招集通知の内容を開示します。また、議決権電子行使プラットフォームの利用など、インターネットによる議決権行使の仕組みの利用を通じて、株主の利便性を高めます。さらに招集通知を日英両言語で作成します。

取締役会は、株主総会で会社提案議案に相当数の反対票があったときは、反対の理由と反対票が多くなった原因について分析し、株主との対話など必要な対応を行います。

(資本政策)

第9条 当社は、株主価値の持続的な向上を目指し、財務の安定性確保、成長に向けた資本活用、株主還元の充実を考慮しつつバランスのとれた資本構成を維持することを資本政策の基本方針としています。

当社は、健全な資本構成の尺度として採用している自己資本比率の向上のため、設備投資、研究開発投資、戦略投資に資金を活用し、中長期の事業成長と収益力を高めます。また、株主に対する利益還元を経営上の重要な政策の一つとして位置付け、安定的配当の継続を基本としながら収益やキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案して、配当を実施し、自己株式取得も適宜検討します。

(株式の政策保有)

第10条 当社の株式の政策保有および政策保有株式に係る議決権行使に関する基本方針は次のとおりです。

1) 政策保有に関する方針

当社は、持続的に成長していくために様々な企業との協力関係が必要であると考えています。そのため、事業戦略、取引先との関係強化、地域社会との関係維持などを総合的に勘案して株式の保有を判断します。取締役会は、毎年、主要な政策保有株式について中長期的な合理性を検証します。

2) 議決権行使の基準

当社は、政策保有株式の議決権行使にあたり、議案の内容を検討し、株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、議案に対して議決権を行使します。株主価値を毀損するような議

案については、反対票を投じることを検討します。

(買収防衛策)

第 11 条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す経営方針のもと、事業業績を着実に伸ばすとともに、株主との積極的な対話を行うことにより、当社の経営姿勢を理解いただき、株主の一層の信頼と評価を得るよう努めてまいります。当社の株式が公開買付される場合には、金融商品取引法の定めを遵守しつつ、公開買付者に対して当社の企業価値向上の施策の説明を求める一方、取締役会としての考え方を株主に対して説明します。株主が公開買付に応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置は講じません。

(株主の利益を害する可能性のある資本政策)

第 12 条 当社は、取締役・監査役が株主に対する受託者責任を全うする観点から、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす増資等を行う場合には、既存株主を不当に害することのないよう、その必要性・合理性を十分検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

第IV章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の充実)

第 13 条 当社は、ステークホルダーとの信頼関係を構築するうえで、付加価値の高い情報を適時・適切に開示することが必要不可欠であると認識しています。これを実践するため、1) 社是・経営理念、経営戦略・経営計画、2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や方針、3) 役付執行役員・取締役の報酬に関する方針や手続き、4) 業務執行役員および取締役・監査役の指名・選任に関する方針や手続、5) 役付執行役員および取締役・監査役の個々の指名・選任の理由など、当社への理解を深めるために重要と判断する情報(非財務情報も含む)などについても、当社にとってポジティブであるかネガティブであるかに関わらず、当社ウェブサイトなどのアクセスが容易な方法で日英両言語にて積極的に開示します。

(業務執行役員および取締役・監査役の指名・選任、社長の後継者の計画)

第 14 条 当社は、業務執行役員の選任や解任を、業績や資質等の適切な評価のもと公正で適正な手続きに則って実行します。業務執行役員の選任や取締役候補の指名の際には、代表取締役が、人格、経験、見識や会社への貢献度などを総合的に考慮して候補者を提案し、独立社外取締役や独立社外監査役との適切な意見交換および執行役員会の審議の後、取締役会に付議し、決定します。

監査役候補については、代表取締役が候補者の人格、経験、専門を総合的に考慮して候補者を提案し、監査役会の同意を経て、執行役員会の審議の後、取締役会に付議し、決定します。

なお、当社は取締役、監査役の候補者および役付執行役員の個々の選任・指名理由を開示します。

2. 社長の後継者については、取締役会が委嘱する各担当業務の経験や執行役員会などの経営上の重要会議での提案・審議を通じた経営への参画経験等により、後継者として必要な知識・経験・能力が備わるよう計画的な育成を行うものとし、取締役会は、その状況を監督します。また、社長の後継者となる候補者の指名の際には、社長が、事前に、独立社外取締役と独立社外監査役に当該候補者の略歴と選任理由の説明を行い、助言や提言を得るものとします。

(役付執行役員・取締役の報酬)

第15条 当社は、報酬の決定にあたって、取締役会での審議に先立ち、独立社外取締役に事前説明を行い、意見交換します。当社は、社内取締役、役付執行役員の報酬を、固定報酬としての月額報酬、短期業績連動報酬、株式報酬で構成しています。株式報酬については、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目的として、中期経営計画の業績達成度等に応じて、原則として計画終了時に当社株式等を交付することとしています。

(会計監査人)

第16条 当社は、会計監査人による適正な監査を確保するために、会計監査人の評価基準の策定や独立性・専門性の確認などの対応をとります。

取締役会および監査役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間と会計監査人から業務執行役員へのアクセス(面談等)を確保します。また、会計監査人と監査役、内部監査室や社外取締役との十分な連携を確保し、不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の対応体制を確立します。

(会計監査人の選定と評価)

第17条 監査役会は、会計監査人の評価基準を策定し、会計監査人が独立性と専門性を有しているか否かを含めて評価し、客観的で正確な監査を行う会計監査人を選定します。

第V章 株主との対話

(株主との対話)

第18条 当社は、社長による期末および中間期末の決算説明会、IR担当役員による第1四半期および第3四半期の決算説明電話会議において株主・投資家に事業の現況や経営戦略を伝えています。加えて、資本市場で開催されるカンファレンスへの参加や個別取材、当社工場・事業場の見学会なども積極的に実施します。また、当社の株主構成に鑑み、海外投資家に対しても、IR担当役員およびIR担当部署を中心に積極的に対話します。また、情報開示にあたっては、内部者取引規制に基づき、インサイダー情報は開示しません。同時に、決算日から決算発表日までをサイレント期間とするなど、株主間の情報格差が生じないように留意します。

業務執行役員は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現のため、このような資本市場との双方向の対話を通じて株主・投資家の声に真摯に耳を傾け、会社の経営方針を明確に説明してその理解を得る努力を行い、株主共同の利益の最大化のため建設的な対話の促進に努めます。

第VI章 取締役会などの責務

(機関設計)

第18条の2 当社は、監査役会設置会社を選択しています。重要な業務執行の意思決定・監督を担う取締役会、的確・迅速な業務執行を担う執行役員会(社長を議長とし、業務執行役員により構成)、さらに監査役会および会計監査人を設置することにより、経営の透明性・公正性を確保するとともに、経営の活力を高める体制としています。

(取締役会の責務)

第19条 当社は、経営方針、および業務執行上の重要な事項の決定を行う意思決定機関として、また、株主総会で選任される取締役ならびに取締役会で選任される業務執行役員の職務執行を監視・監督する機関として取締役会を設置しています。

取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、次の役割および責務を果たすことで、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ります。

- (1) 企業戦略等の当社が目指すべき方向性やビジョンを示すこと
 - (2) 経営判断の原則に則った決議、経営方針を正しく実行できる内部統制体制の整備・強化を通じて、業務執行役員による機動的で活力と柔軟性のある事業展開を促すために必要なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
 - (3) 独立した客観的な立場から、業績や業務執行の評価を通して、取締役・業務執行役員に対する実効性の高い監督を行うこと
2. 取締役会・役付執行役員は、中期経営計画などの重要な経営戦略・経営施策の公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する考え方・目標水準を提示します。また、中期経営計画で定めた事業計画の実現に向けた設備投資や人材採用・育成等の経営資源の配分に関する施策について、株主に分かりやすく明確な説明に努めます。中期経営計画の達成状況について社会情勢や経済情勢の変化などの要因や当社が行った対応の内容などの分析結果に基づき株主に説明します。
3. 取締役会は、中期経営計画などの重要な経営戦略・経営施策を審議・決議するに当たって、社内取締役、独立社外取締役、監査役によるそれぞれの専門知識、知見や経験を生かした多角的な視点を取り入れて議案を審議します。社外取締役・社外監査役に対しては、取締役会の議案説明を事前に行い、取締役会で議論や意見交換が活発になされるよう努めます。中期経営計画の進捗状況については、定期的に会議でフォローし、目標の達成状況について当社が行った対応の内容、社会情勢や経済情勢の変化などの要因を十分に分析し、次期以降の計画に反映させます。
4. 取締役会は、取締役・監査役の出席のもと、原則として毎月1回開催し、経営方針等会社の業務執行上の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、重要な業務執行につき取締役または担当の業務執行役員から業務執行状況の報告を受け、経営業務の執行が適正に行われるよう監視・監督します。また、その評価を役付執行役員の人事に適切に反映します。取締役会は、独立社外取締役を複数名選任する等、適正な業務執行に関する監視・監督機能を強化します。

(取締役・監査役などの受託者責任)

第20条 取締役、監査役および業務執行役員は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの間で、相互に有益な情報を適時・適切に分かりやすく開示するなど、双方向のコミュニケーションを通じて、信頼関係を構築し、会社や株主共同の利益のために行動します。

(業務執行役員のリスクテイクを支える環境整備)

第21条 取締役会は、業務執行役員による機動的で活力と柔軟性のある事業展開のために必要なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、取締役・業務執行役員からの提案を促し、また、そうした提案について独立した客観的な立場で検討し、実行の際には業務執行役員の迅速・果敢な意思決定を支援します。

(業務執行役員への委任)

第 22 条 取締役会は、中期経営計画の承認や重要な経営戦略・施策など、取締役会付議基準に定められた重要事項以外の業務執行については、社長を中心とする業務執行役員と執行役員会に決定を委任し、業務執行役員による執行状況の報告を通して、その業務執行を監視・監督・評価します。

(関連当事者間の取引)

第 23 条 当社は、当社取締役、役付執行役員および主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益を害することがないように、定型取引を除き取締役会に付議し、その承認を得るものとしています。さらに、当該取引が完了した場合には事後に、また当該取引が長期に亘る場合には定期的に、それぞれ当該取引の結果またはその状況について取締役会に報告するものとしています。

(取締役会・監査役会の実効性の確保)

第 24 条 取締役会は実質的な審議を行うことができる適正な規模とし、当社の事業内容に精通している社内取締役と外部での豊富な経験に基づく客観的な視点で経営を見る社外取締役により、充実した議論を行って重要な業務執行の意思決定を行います。また、取締役会は、年 1 回、各取締役の自己評価などを参考にしつつ、取締役会全体の実効性に関する分析・評価を行い、取り組むべき課題を明らかにし、その結果の概要を公表します。

当社の取締役会は、会長、社長、社内取締役、複数の社外取締役、監査役として社内監査役および複数の社外監査役から構成されています。事業展開や会社をとりまく経営環境等を考慮しながら、適正な規模と多様性の有る構成とします。

取締役・監査役は、受託者として期待される役割・責務を果たすため、他の上場会社の役員を兼任する場合は、合理的な範囲に留めることとします。なお、当社は、兼任の状況を開示します。

(独立社外取締役)

第 25 条 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、独立社外取締役を複数名選任します。独立社外取締役は、それぞれが有する豊かな経験と優れた能力・見識によって取締役会において充実した議論が行われるように努めます。また、経営全般、コンプライアンスについて有益な提言をすることにより、適正な業務執行体制を強化することに貢献します。独立社外取締役は、取締役会の重要な意思決定を通じて、会社との利益相反の監督を行い、独立した立場でステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させるよう努めます。

(独立社外取締役の独立性基準およびその資質)

第 26 条 取締役会は、社外役員規定を制定し、独立社外取締役となる者の独立性基準を策定・開示しています。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めます。

(独立社外役員との連携)

第 27 条 当社は、社外取締役および社外監査役が様々な形で情報・意見交換できるよう、監査役と社外取締役、監査役と社外取締役と会計監査人、社外取締役と社外監査役等の会合を定期的に開催します。

(内部統制・リスクマネジメント、内部通報)

第 28 条 取締役会は、「内部統制体制の整備に関する基本方針」に基づく内部統制・リスクマネジメント体制について、年に 1 回、その整備・運用状況の報告、および四半期ごとに内部監査報告書における評価内容の報告を受け、その体制を点検・整備します。また、情報開示が適時かつ正確に行われるよう監督を行います。

2. 当社は、社内の通報窓口に加え業務執行役員から独立した窓口として社外の弁護士への通報窓口を設けると共に、その通報と対応状況の概要について、監査役に報告します。また、通報した従業員が不利益を被ることのないよう関連規定を制定するなど、内部通報に係る体制を整備しています。

取締役会は、かかる内部通報制度の運用状況について監督します。

(監査役および監査役会の役割・責務)

第 29 条 監査役会は、半数以上を当社で定める独立役員の要件を満たす社外監査役とします。社外監査役には財務・会計に関する知見を持つ者を 1 名以上選任します。

監査役および監査役会は、能動的・積極的に権限を行使して取締役会において意見を述べ、業務監査・会計監査に関わる役割・責務を果たします。監査役と会計監査人、内部監査部門は監査計画を事前に協議し効率的な監査ができるよう調整します。また、監査情報を共有することにより互いの情報を補完するとともに、合同往査を行うことで多面的なリスク把握を行います。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、定期的に会合を持ち、社外取締役との連携を確保します。この会合には、必要に応じて会計監査人も参加します。

監査役および監査役会は、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場で判断します。

(取締役会の情報入手と支援体制)

第 30 条 取締役会は原則として毎月 1 回開催し、取締役・監査役の日程を確保するため年間の開催スケジュールを早期に決定するとともに、招集通知を会日から 5 日前に発します。また、各議案について十分に内容を検討・議論できるようにするため、議題の内容や重要性に応じて審議時間を設定します。

2. 当社は、取締役・監査役が、期待される役割・責務を果たせるよう、主体的に情報入手できる環境を提供するとともに、人員面を含む取締役・監査役の支援体制の整備・充実を図ります。取締役については取締役会事務局である秘書室・経営戦略室を中心に、監査役については監査役室が、それぞれ支援を行います。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認し、各取締役・監査役の役割・責務の実効性を高めるために更なる環境整備に努めます。

3. 取締役は、的確かつ迅速・果断に意思決定を行えるようにするために、関連する部門へ情報や資料の提供を積極的に求めます。なお、社外取締役には、取締役会事務局が事前に取締役会決議事項の説明や質問への回答を行うなど、意思決定に必要な情報を随時提供します。

監査役は、監査や法令に基づく調査権限を行使するなどの方法で必要となる情報収集を行うとともに、常勤監査役が中心となり、取締役や関連する部門に説明や必要とする情報・資料の提供

を積極的に求めます。

4. 取締役・監査役は、業務遂行上、第三者の意見や視点が必要と判断される案件については、コンサルタントや弁護士等の外部専門家を積極的に活用し、検討を行います。

(取締役・監査役のトレーニング)

第31条 当社は、取締役・監査役がその役割、責任を果たすため、必要な知識等を習得する機会を設けます。取締役・監査役は、就任の際に取締役の責務、リスクマネジメント、財務・会計等に関する研修を受け、また就任後においては、社外セミナー等を通じ、これらの知識を継続的に更新します。社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの事業内容の理解を深めることを目的に、業務執行役員より事業説明を行うほか、事業場の視察や重要取引先への訪問を行うなど必要な知識・知見の提供を適宜行います。

以 上

(2017年6月29日改定)